

議案第 7 9 号

岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定について

岬町淡輪火葬場の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

岬町長 田 代 堯

記

管理を行わせる施設	名 称	岬町淡輪火葬場
	所在地	岬町淡輪 5 6 5 3 番地の 1
指 定 管 理 者	所在地	岬町淡輪 5 7 1 番地の 2
	名 称	株式会社 阪原生花葬祭店
	代表者	代表取締役 坂 原 寛 則
指 定 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで	

提 案 理 由

岬町淡輪火葬場の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものです。

岬町淡輪火葬場指定管理候補者の選定結果について

岬町淡輪火葬場指定管理候補者選定委員会における審議を踏まえ、下記のとおり指定管理候補者を選定しました。

記

1. 対象施設等

名 称 岬町淡輪火葬場

指定予定期間 令和7年4月1日から平成10年3月31日まで

2. 指定管理候補者

団体名称 株式会社 阪原生花葬祭店

所 在 地 大阪府泉南郡岬町淡輪571番地の2

代 表 者 代表取締役 坂原 寛則

3. 指定管理候補者の募集状況

選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、岬町ホームページ等に募集要項等を掲載しました。

申請書類受付期間 第1回目 令和6年6月27日（木）～7月26日（金）

第2回目 令和6年8月26日（月）～9月20日（金）

申 請 者 数 第1回目 1社

第2回目 1社

4. 選定委員会の審議経過

（1）第1回選定委員会の開催（令和6年6月26日）

公募にあたり、募集要項、仕様書及び審査基準について審議を行いました。

（2）第2回選定委員会の開催（令和6年8月22日）

① 第1回目の募集期間中に提出された法人1社の申請書類を、事務局において募集要項に定める応募資格等を審査しました。

② 提出された申請書類のうち、「岬町淡輪火葬場管理運営に係る収支計画書（3年間）」に示された申請書の指定管理料算定額は、年間9,783千円と記載していました。募集要項に定める指定管理料上限額は、年間7,529千円（税込み）と定めており、申請者の算定収支見込額はこれを2,254千円上回る額となっていました。

③ 申請者から、指定管理見込額が指定管理料上限額を越えることとなった要因を聴取したところ、令和7年度以降の火葬業務委託料が改定（現行1体あたり33,000円（税込み）が42,900円（税込み）に9,900円の値上がり）されたことにより、収支計画に大きな影響を及ぼす結果となったとのことでありました。

④ 今回、申請者から提出された収支計画書における指定管理料が上限額を越えていることから、申請者を失格とみなして選定対象とせず、申請者からのプレゼンテーションについても実施しないことを決定しました。

こうした状況を踏まえ、町において指定管理料上限額を再算定のうえ、指定管理候補者を再募集することが望ましい旨を決定しました。

(3) 第3回選定委員会の開催（令和6年10月11日）

再募集により応募のあった1社のプレゼンテーションの実施、各委員から提案内容等に対する質疑・応答、意見交換を踏まえ、審査基準等に基づき採点のうえ指定管理候補者を選定しました。

(4) 指定管理候補者の選定方法

本選定委員会において、岬町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第19号）第4条に定める選定基準及び本選定委員会において定めた審査基準に基づき、応募者から提出された事業計画書・収支計画書等の内容及びプレゼンテーションでの提案内容などに対して、各委員からの質疑・応答を経て、審査基準等に基づき各委員が評価項目ごとに採点し、基準点（100点満点のうち60点）を超える応募者を管理候補者として選定しました。

なお、今回の公募では応募者が1社ですが、募集要項には応募者が1社であっても審査を行う旨を明記しております。

5. 選定審査の結果

評価項目（配点）		A	B	C	D	E	計	選定委員5名の 評価点（平均）
1. 住民の平等利用の確保について （10点）		8	10	8	8	10	44	8.8点
2. 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理を行うための方策について （10点）		7	8	7	7	9	38	7.6点
3. 指定管理業務について、相当の経験、知識を有する者の従事することについて （15点）		15	13	13	15	15	71	14.2点
4. 施設の効用を最大限の発揮と、管理経費の縮減について （50点）	①施設の効用を最大限に発揮するとともに、サービス向上に繋がる取組がされていること（15点）	13	14	12	14	13	66	13.2点
	②適切な収支積算となっているか（5点）	5	5	3	3	5	21	4.2点
	③優れた管理経費の提案であるか（30点）	5	5	5	5	5	25	5.0点
5. 施設の管理を安定して行う能力について （15点）		13	13	13	11	13	63	12.6点
合計点（100点）		66	68	61	63	70	328	65.6点

選定委員 5 名の評価点の平均は、最低基準点 60 点を超えており、最終得点を踏まえた委員協議により、指定管理者候補として適当と認められるとして決定しました。

6. 選定理由

今回、岬町淡輪火葬場指定管理候補者の応募は 1 社のみでしたが、現在も指定管理者として管理運営を行っています同社は、これまで指定管理仕様書に基づき火葬業務や施設の管理運営を適切に行うなど、本施設の管理運営に係る経験が豊富なことから、今後においても次のような事項が期待できると考えます。

- ① 岬町シルバー人材センターに施設管理業務の一部を委託するなど地域の雇用促進や、地域の関係団体とも連携を深めるなどの実績を有しており、今後も雇用促進や地域連携が提案されており、引続きこうした効果が期待できること。
- ② 夜間等管理時間外における遺体安置対応及び待合棟の利用対応、24 時間年中無休での火葬予約受付など、施設利用者の心情に配慮した住民サービスの向上が期待できること。
- ③ 待合棟を葬儀式場として利用促進を図るとともに、待合棟の利用が無いときは、お墓参りの方々の休憩所、トイレ利用などに一般開放を行うなど、住民の利便性向上が期待できること。
- ④ 町主催事業などに、仮設テントや折りたたみ椅子、屋外用ストーブなど事業者所有の備品貸出など、社会貢献の一環として協力体制が期待できること。

などが評価及び採点に反映され、全会一致により「株式会社阪原生花葬祭店」を指定管理候補者とすることに決定しました。

○ 参 考

【岬町淡輪火葬場指定管理候補者選定委員会委員名簿】

委員長	川端 修	岬町自治区長連合会会長
同職務代理者	辻下 謙二	岬町社会福祉協議会会長
委 員	和中 信隆	税理士
委 員	吉田 文代	岬町民生委員児童委員協議会会長
委 員	白井 保二	岬町政策情報顧問